

発信日：令和7年（2025年）7月25日（金）

発信元：つくば市 福祉部 高齢福祉課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

## 高齢者宅配食事サービス事業における 安否確認の不履行に関する事案について



市が高齢者の安否確認を目的として委託している高齢者宅配食事サービス事業において、事業受託者による安否確認が適正に履行されなかった事案が発生しました。

【発生日】 令和7年7月16日（水）

### 【概要】

事業受託者の配達員が、16日13時20分頃、対象者の自宅に食事を配送した際、インターホンおよび電話連絡をしましたが、応答がありませんでした。本来、この時点で配達員は直ちに受託側業務管理者へ報告し、業務管理者等が対象者および緊急連絡先（親族等の協力員）に連絡を行うことが安否確認対応マニュアル上義務付けられていますが、失念しました。その日は16時頃まで合計5回、対象者へ電話連絡をしましたが、応答はありませんでした。

以下の内容は、御遺族から提供いただいた情報です。（御遺族の同意の上で記載）

同日、対象者と連絡が取れないことを不審に思った親族が、対象者の子（以下、子）に連絡を入れた。同日20時30分頃、子が対象者の自宅を訪れたところ、玄関のドアノブには配食サービスの弁当が掛けられており、玄関の鍵を開けると内側にチェーンロックが掛かっていた。全ての窓も施錠されていたため、警察へ通報。その後、レスキュー隊が駆けつけ家屋内に立ち入り、洗面所にて倒れている対象者を発見。既に死亡していた。

警察署で実施された検死の結果、死亡推定時刻は16日午前中頃とされ、死因の特定には至らず、御遺族の意向を踏まえ解剖は実施されなかった。なお、対象者には軽度の認知機能障害が認められていたが、かかりつけ医の管理の下、健康状態はおおむね良好に維持されており、定期的な診療も継続されていた。

### 【その後の対応】

市は、事業受託者に対して経緯報告書および改善計画の提出を要請し、提出を受けました。また、再発防止のため、業務委託仕様書および安否確認マニュアルの再確認と、本事業の主目的である安否確認の徹底を指導しました。